

Defense Information

Q11 . 大量保有報告書の記載に誤りがあった場合、報告書提出者はどのような義務を負いますか。

A 11 . 訂正報告書を提出しなければなりません。

つまり、大量保有報告書・変更報告書の提出後にその記載された内容が事実と相違し、又は記載すべき重要な事項もしくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が不十分であり、もしくは欠けているとわかったときは、報告書の提出者は、訂正報告書を大蔵大臣に提出しなければなりません（証券取引法第 27 条の 25 第 4 項）。

また、大蔵大臣は、これらの報告書に形式上の不備があり、又はその書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるとき、また、報告書の重要な記載事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項もしくは誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、提出者に審問したうえ、理由を示し、訂正報告書の提出を命ずることができることとなっています（証取法第 27 条の 29）。

すなわち、訂正報告書を提出しなければならないケースは、大量保有者が自ら自発的に提出するケースと、大蔵省の命令によるものの 2 つのケースがあります。ただし、自発的なケースで提出がなされなかった場合は、罰則規定がありません（もちろん、虚偽記載をした場合の罰則規定はあります）。この点については従来より高値買取要求を目的とするグリーンメイラーに対しては法のスキを作ってしまったと言われていますが、そうした意図を持たない者に単に記載漏れがあったという理由だけで罰則を課すというのは過大な負担を強いることとなりますので、これは仕方がないものと思われま